

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

皇宮警察本部長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内関係各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙刑企発第62号
平成31年3月26日
警察庁刑事局長

取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について

逮捕・勾留中の被疑者とその弁護人又は弁護人になろうとする者（以下「弁護人等」という。）との間の接見については、かねてから、接見交通権の行使と被疑者の取調べ等の捜査の必要性との合理的な調整を図ろうとする刑事訴訟法第39条及びこれをめぐる諸判例の趣旨に従った適正な配慮がなされているものと承知しているところ、弁護人等との接見に配慮することは、取調べの適正の一層の確保に資するものと考えられるところである。

そこで、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について、犯罪捜査規範の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第5号）による改正後の犯罪捜査規範第130条第3項の規定による措置（弁護人選任に係る教示）と併せ、下記の事項を本年9月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、法務省刑事局と協議済みである。

記

1 被疑者に対する接見に関する告知について

弁解録取の際に、弁護人等との接見に関し、取調べ中において弁護人等と接見したい旨の申出があれば、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を被疑者に対し告知すること。

2 取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置について

被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡すること。

3 取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応について

できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮すること。

4 上記2又は3の申出があった場合の記録について

被疑者又は弁護人等から上記2又は3の各申出があった場合には、その申出及びこれに対してとった措置を当該申出を受けた捜査員が書面に記録し、当該書面

を保管しておき、捜査・公判上の必要のため検察官から要請があったときには、証拠化して送致すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成20年5月8日

（有効期間：平成31年3月31日）